

理事会等運営規程

昭和31年06月05日制定	平成13年01月24日理事会一部変更
昭和32年04月15日一部改正	平成13年03月16日理事会変更案承認
昭和35年05月27日一部改正	平成13年05月30日理事会一部変更
昭和41年12月20日一部改正	平成16年07月23日理事会一部変更
昭和42年06月26日一部改正	平成17年08月24日定款変更による一部変更
昭和42年07月24日一部改正	平成19年07月27日理事会一部変更
昭和48年01月22日一部改正	平成19年09月27日理事会一部変更
昭和50年04月24日一部改正	平成20年03月18日理事会一部変更
昭和51年07月26日一部改正	平成20年05月16日理事会一部変更
昭和60年01月22日一部改正	平成22年01月22日理事会一部変更
平成06年12月20日一部改正	平成23年02月24日理事会一部変更
平成09年05月23日一部変更	平成24年03月16日理事会一部変更
平成12年05月16日一部変更	平成24年09月28日理事会一部変更
平成12年10月20日総務部会一部修正	令和07年05月20日理事会変更案承認
平成12年10月25日運営連絡会議一部修正	

(総則)

第1条 この学会の運営に関しては、公益社団法人地盤工学会定款および公益社団法人地盤工学会規則に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(総会)

第2条 定款第25条に定める通常総会は、毎事業年度終了後75日以内に東京で開催する。

2. 定款第30条に定める会員への通知は、学会誌をもって行う。

(理事会)

第3条 定款第33条に定める理事会は、原則として、8月を除き毎月開催する。ただし、偶数月は、書面会議とすることができる。

2. 理事会に提出する議題は、それぞれ担当する部が準備し、担当理事が説明する。
なお、複数の部に係る審議事項は、原則として、事前に総務部会および正副会長会議に諮ることとする。
3. 会長は理事会の運営その他について監事に意見を求める。
4. 会議の進行に関して、総務部長は議長を補佐する。
5. 理事の代理出席は認めない。なお、理事の議決権は他の理事に委任することはできない。
6. 理事は学会全体の立場での役務を担う。なお、理事は理事会の決定事項等を所属する支部の支部長および幹事長に報告する必要がある。
7. 会長が必要と認めたときは、理事会構成員以外の者の出席を求めることができる。
ただし、議決には加わらない。
8. 事務局長は意見を述べることができる。ただし、議決には加わらない。

(部会)

第4条 規則第4章に定める理事会各部の会務を遂行するために各部に部会を設置する。

2. 部会に部長を置き、担当理事の一人がこれにあたる。
3. 部会は、担当理事および部員をもって組織し、部長が座長を務める。
4. 部会は、座長が招集し、必要に応じて随時開催する。
5. 部会は委員会を置くことができる

6. 理事会各部は別表記載の事項を分掌する。

(正副会長会議)

第5条 学会の会務全般の円滑な運営をつかさどるために正副会長会議を設置する。

2. 正副会長会議は、会長、副会長、専務理事および総務部長をもって組織し、会長が座長を務める。
3. 正副会長会議は、座長が招集し、原則として、理事会と同日に開催する。ただし、座長が必要としたときは随時開催する。
4. 正副会長会議は、総務部が所管する。

(本部支部連絡会)

第6条 本部と支部、および支部相互間の情報共有、予実算管理等の状況把握および課題抽出を行うために本部支部連絡会を設置する。

2. 本部支部連絡会は、会長、副会長、理事、支部代表者およびその他座長が指名する者をもって組織し、会長または会長が別途指名する者が座長を務める。
3. 本部支部連絡会は、座長が招集し、年2回(9月期と1月期)開催を基本とする。
4. 本部支部連絡会は、会員・支部部が所管する。

(付則)

第7条 この規程は、理事会の議決によりこれを変更することができる。

第8条 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から実施する。